

民生病院常任委員会審査概要報告書

委員長 高岡 宏和

- I 開催年月日 令和 2 年 10 月 15 日 (木)
- II 会議時間 午前 10 時 00 分～午前 10 時 58 分
- III 出席委員等 [出席委員] ◎高岡 宏和 ○福井 直樹 筏井 哲治
林 貴文 金平 直巳 樋詰 和子
水口 清志 狩野 安郎
(◎…委員長 ○…副委員長)
- [説明員] 別紙名簿のとおり
- [委員外議員] なし
- [事務局職員] 西本 幸夫 松本 武司 堀田 寛之
- [傍聴者] 2名

IV 審査の概要

1 報告事項について

〈 当局から、次の報告・説明があった。 〉

[消防本部]

- 。令和 2 年秋季火災予防運動の概要について

〈 委員から、次の質疑等があった。 〉

(以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示)

【火災予防運動について】

- 防火標語や防火・防災マイタウンキャンペーンスローガンがどのように利用されるのか。
- △ 小・中学校において火災予防運動に関するポスターを制作してもらう中で防火標語を入れてもらうなど、火災予防への啓発に利用されている。
- 火災による死者数のうち、高齢者の割合は。
- △ 平成 25 年から 29 年の 5 年間ににおける火災による死者数のうち、65 歳以上の割合は、全体の半数以上となっている。
- 高齢者施設における防火対策は。

- △ 特別養護老人ホーム雨晴苑で行う研修会及び消防訓練については、設置されている消防用設備等の操作方法について指導を行い、それを実際に使用してもらうことで技術を高めていただく計画となっている。また、防火管理体制の充実を図るため、福祉施設の従業員と消防隊が合同で訓練を実施する予定としている。
- 住宅密集地での防火対策推進に向けた連動型住宅火災警報器の普及状況は。また、普及のための方策は。
- △ 住宅用火災警報器は、条例等で設置を義務付けており、防火防災マイタウンに指定した自治会を対象に防火訪問することで設置状況を把握しているが、連動型住宅用火災警報器の設置状況については、これまで調査を行っておらず把握していない。連動型火災警報器は、複数の探知機が無線で連動し、周囲の人たちにいち早く知らせ、早期避難につながる効果があり、大変有効であると考えている。今後、訪問による聞き取り調査を実施することで、連動型住宅用火災警報器の設置状況を把握し、講習会やホームページを通して、普及の促進に努めたい。
- 連動型住宅用火災警報器の普及のため、公費による助成が必要と考えるが、現在の状況と今後の方針は。
- △ 県のモデル地区の指定を受けている博労地区で行った事業以降、助成事業は実施していない。今後、国や県の推進状況を踏まえ、動向を注視し、方針を検討していきたい。
- 連動型住宅用火災警報器は効果的であるため、モデル地域については助成してほしい。(要望)

2 その他

〈 委員から、次の質疑等があった。 〉

【市民共創チャレンジ事業について】

- 市民共創チャレンジ事業の申し込み状況は。また、新型コロナウイルス感染症の影響はあったのか。
- △ 令和2年度は応募意向や相談が8件あったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施の目途が立たなくなった事業もあり、5月の申請締め切り時点での申し込みは2件であった。7月まで締め切りの延長を行ったところ、1件の追加申請があり、共創の推進委員の審査の結果、これら3件の事業を採択した。さらに、継続して相談を受けていた事業の実施見通しが立ったことから、10月28日に審査会を行うこととしており、これが採択された場合、最終的な事業数は4件となる。年度当初に積極的に事業の準備や検討を進めていた団体が申請を見合わせた理由のほとんどが、新型コロナウイルス感染症により、不特定多数が集まるイベントの開催が困難と判断したという理由であったことから、その影響は非常に大きかったと考えている。

【二上霊苑のごみ箱について】

- 二上霊苑について、原則ごみは持ち帰りとなっているが、設置されているごみ箱の今後の方針は。
- △ 二上霊苑では、利用者の利便性を図るため、ごみ箱を苑内各所に設置しているが、年々ごみの量が増加しており、持ち込んだごみは極力持ち帰りいただくようお願いしている。しかし、墓参りに関係のない家庭ごみが捨てられていることが多く、これらのごみを狙った野生生物による被害もあり、苑内各所に設置しているごみ箱を管理人の目が届く場所に集約したいと考えている。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

- 医療、福祉、保育、学校など集団感染のリスクが高い施設に勤務する職員へのPCR等検査の費用を全額国庫負担で実施するよう国に要請してはどうか。
- △ 新型コロナウイルス感染症のPCR検査については、県や保健所設置市で、感染症が疑われる対象者や濃厚接触者に行う検査と、医師の判断により医療保険を適用する検査が実施されており、いずれも感染症の蔓延防止の観点から行われる行政検査である。その費用については、感染症法の規定により、県が負担し、その費用の2分の1を国が負担することになっている。この新型コロナ感染症における県が負担する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となっていることから、見かけ上は県の負担になっているが、実質はすべて国の費用で賄われていると考えている。
- クラスタが発生するリスクがある高齢者施設等については、積極的に行政検査を行ってほしい。(要望)

【生活保護行政について】

- 生活保護基準を下回る経済状況にある世帯が、実際に生活保護を受給している割合を示す捕捉率を本市独自に調査し、捕捉率の向上に取り組むべきでは。
- △ 国においては、捕捉率を把握するには、生活保護の申請がなされなければ、保有する資産、親族からの扶養の可否など、調査等が困難であるため、正確に把握することが困難であるとしている。そのうえで、捕捉率とは異なるが、生活保護基準以下の低所得世帯数に対する非保護世帯数の割合について推計した資料が公表されている。また、全国消費者消費実態調査、国民生活基礎調査それぞれのベースとする統計によって、その割合に大きく差があり、その評価も難しいとしている。国の指摘のように生活保護は収入のみで判定するものではなく、保有する資産や親族からの扶養の可否等を踏まえ、判定するものであることから、本市独自での捕捉率の算出は困難であると考えている。また、本市としては、これまでも要保護児童対策地域協議会、庁内のDV関係課会議に出席した際に、児童相談所や警察などの関係機関に生活保護制度を説明し、対象事例があればつないでもらえるよう協力を求めてきたほか、周知については、ホームページや広報紙だけでなく、新たにツイッターにより住居確保給付金の期間延長をアナウンスするなど、生活にお困りの方が必要に応じた施策につながる仕組みづくりに取り組んできたところである。今後も必要な方に情報がいきわたるよう取

り組んでいきたい。

- 申請書を生活保護窓口に着置し、申請権を保障すべきでは。
- △ 生活保護は収入だけでなく、保有する資産や親族等からの扶養状況などを勘案し、決定されるものである。申請に際して、それらのことを理解してもらえていないと、状況の聞き取りや書類の提出のため、何度も窓口へ足を運んでもらうことになり、結果として、却下に至るといふことも考えられる。本市としてはそのようなことがないよう、制度を正しく理解したうえで申請いただくため、まずは職員から制度や手続きについて説明している。
- 市民の生活保護忌避感情を取り除き、制度の正しい理解が得られるよう、憲法 25 条に基づく制度であることを生活保護のしおりに記載し、ホームページ等で公表してはどうか。
- △ 本市では、保護のしおりのホームページ上で生活保護制度が自立した生活を支援する制度であることを周知し、スティグマを取り除くよう努めているところである。今後も更なるスティグマの解消、制度の正しい理解が得られるよう努めていきたいと考えており、その一環として、保護のしおりのホームページ上に生活保護が憲法 25 条に基づく制度であることを明記していきたいと考えている。
- 国保税や介護保険料を支払うと、収入が生活保護基準以下になる場合には、生活保護制度の利用ができることを通知書に同封して知らせるべきでは。
- △ 生活保護は収入だけでなく、資産や扶養の可否などを勘案し、決定されるものであり、生活最低費は世帯を単位とし、世帯の人数や構成員の年齢、障害の有無などで異なるため、一律にお知らせするのは、誤解や混乱を招く恐れがあると考えている。これまでも納税課等の関係各課と緊密に連携を図り、税の減免や徴収猶予してもなお、生活に困窮する方を生活保護の窓口へ繋ぐよう要請している。今後も関係各課との連絡を密にし、生活保護を必要とする方がもれなく申請権を行使できるよう努めたい。

【男女平等問題処理委員会の在り方について】

- 9 月定例会一般質問における高瀬市議の「男女平等問題処理委員会において、申し出をした市民とは必ず面談し、直接申し出の真意を聞き取ってほしいが、面談できなかったのはなぜか」との問いに「委員が直接申し出の話を聞く必要があれば、面談することとしている。平成 30 年度の事案については、委員が必要ないと判断されたので行わなかった」との答弁があったが、申し出の話を聞く必要がないと判断した背景、理由はなにか。また、担当職員が申し出の真意を十分に聞いて、受理がされたのか検証をしてはどうか。
- △ 平成 30 年度の事案については、申し出書に、申し出の理由が明確に記載してあったため、委員が改めて申し出の話を聞く必要がないと判断したものと理解している。また、担当職員についても、申し出書を受理した際に申し出内容が十分に理解できたことからそのまま受理したものである。
- 窓口においてさらに親切丁寧な対応が必要と考えるが、見解は。
- △ 申し出書についての相談があれば当然丁寧な対応をしていたと思うが、当時の話では、完成した申し出書を持ってこられたので、その受け取りをした。提出された申し出書につ

いては、申し出の理由や経過がきちんと記載されており、それで十分であると理解したのも思っている。

- 申し出をされた方の想いと担当職員の想いに大きな差がある。職員の対応にまったく問題はなかったのか。
- △ 当時の職員の対応が、申出者にとっては十分な対応ではなかったのかもしれないが、決して不親切な対応をしたとは思っていない。今後は、申出者の方に寄り添った対応ができるよう努めたい。
- 9月定例会一般質問における高瀬市議の「申出書、委員会議事録、回答書については、個人情報配慮しなければならないが、市民の知る権利を保障するため、申し出た内容や検討結果などすべてをホームページに報告すべきと考えるが、公表できなかったのはなぜか」との問いに「平成30年度の委員会の会議録については、委員から委員会での意思形成の過程にあたるので、積極的に公開しなくてもよいのではないか」という意見があった。そのため、申し出の趣旨と調査結果をホームページに公表した」との答弁があったが、意思形成過程から情報が共有され、市民の声を行政に活かしていくことこそが、市民参画の市政の推進につながると考えるが、見解は。
- △ 平成30年度の事案については、9月定例会での答弁どおり、委員の意見を踏まえて、今の形でホームページに掲載したところである。現在のホームページの掲載内容については、申し出の経緯等がわかりにくいことから、事案そのものが市民に理解しにくいのではないかとの声もあったので、それらを踏まえ、市民によりわかりやすく伝えられるよう見直したいと考えており、現在作業を進めているところである。
- 意思形成過程において、可能な限り情報公開しては。
- △ 市民の声を行政に活かしていくことが、市民参画の市政の推進につながるといった指摘についてはそのとおりであると考えているが、すべての情報をホームページ上に公開することはまた別の話と思っている。ホームページ上では、市民のニーズを的確に把握し、それをわかりやすく伝えていくことが積極的な情報公開であると考えている。なお、委員会の会議録については、非開示にしたわけではなく、情報公開請求に基づき開示したものである。
- どういった場合であれば、意思形成過程の情報が公開可能であるのか。
- △ 会議録の情報公開は行っている。ホームページにどのような形で掲載していくかについては、どのような形が市民にとってわかりやすいのかを他市の状況や市民の意見を聞きながら、検討していきたい。

【保険税の延滞金について】

- 保険税の延滞金について、国保加入者の最低限の生活に支障がないよう免除・減額を適正に実施すべきと考えるが、昨年度、一昨年度の減免の実績は。
- △ 本市では、市税を納期限までに納付されない場合は、納期限までに納付された方との公平を保つため、本来納めていただく税額のほかに延滞金を納めていただいている。一方、災害や病気、事業の廃止、その他止むを得ない事由があると認める場合には、延滞金の減免を行っている。その実績は、令和元年度分が19件、平成30年度分が17件であった。

- コロナ禍での国保加入者の厳しい生活状況を踏まえて、延滞金の減免を積極的に進めることが必要と考えるが、見解は。
- △ 延滞金は、地方税法の規定に基づき、納期限の翌日から納付の日までの日数と税額に応じて算出され、本税に加え、納付するものである。災害や病気、事業の廃止、その他止むを得ない事由があると認められる場合については、延滞金の減免を実施している。今後もすべての減免対象となりうる方に申請いただくため、納税を所管する納税課との連携のもと納税相談時における適時適切な情報提供を行うとともに、ホームページ等を通じ広く周知に努めたいと考えている。

【不妊治療の現状と対策について】

- これまでの不妊治療費助成事業の利用実態と助成額の推移は。
- △ 平成 29 年度の助成件数は 343 件、助成額は約 2,190 万円、30 年度の助成件数は 344 件、助成額は約 2,210 万円、令和元年度の助成件数は 370 件、助成額は約 2,510 万円である。
- 助成制度や相談体制の拡充に向けて、どのような対策や啓発を行う予定か。
- △ 今後、国において、不妊治療の保険適用の検討が進められることになっており、本市としてはその動向を注視していきたい。また、不妊治療は専門的な内容であることから、子ども・子育て課の窓口で具体的な相談があった場合には、医師や不妊カウンセラーが対応できる富山県不妊専門相談センター等を紹介することになっている。本市においては、これからも制度やサービス等について市ホームページや不妊治療を行う指定医療機関等を通じて啓発を行い、不妊に悩む方々に必要な情報提供や支援ができるよう努めていきたい。
- 治療費助成の申請には、様々な書類が必要であることから、わかりやすい情報を発信すべきでは。
- △ ホームページ等でわかりやすい情報の発信に努めたい。

【食品ロスの削減について】

- 食品ロス削減に向けて、市民への啓発を図ってはどうか。
- △ 本市では、チャレンジ 3010 をキーワードに市民団体と協力し、ストップ・ザ・フードロス宣言と銘打った啓発チラシや卓上三角錐を作成し、宴会時の食品ロスを減らすためのキャンペーンである 3010 運動に加え、日常の目標や冷蔵庫の中身や賞味期限の確認といった月の目標も合わせ 3 つのミッションを提唱し、啓発に努めている。また、平成 30 年度からは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、地域の福祉団体や施設等に寄附するフードドライブを実施しているほか、令和元年度には、家庭で余っている食材を持ち寄り、プロのシェフのアイデアを基に調理するエコ・クッキング教室を開催し、市民が実際に参加できる活動も行ってきた。食品ロスの削減には、市民が食品ロス削減を意識し、日々の暮らしの中で実践していくことが重要であり、今後も県・市民団体等と協力しながら市民への周知、啓発を図っていきたい。
- フードドライブの実施状況と今後の方針は。
- △ フードドライブは、本市では平成 30 年 10 月にとやま環境フェア 2018 において、エ

コライフを楽しむ市民の会たかおかの協力を得て、初めて実施し、これまで5回実施している。本年9月24日、25日には、県とやま環境財団と共催で実施し、本庁1階や支所など6カ所に窓口を設け、2日間で123人の方から920点、312kgの寄付が寄せられた。これらの食品は、高岡市社会福祉協議会及び高岡市社会福祉事務所に贈呈し、生活に困窮する方や福祉団体に活用していただくことにしている。今後、県でフードドライブの実施マニュアルが作成される予定であり、より多くの市民団体や福祉団体がフードドライブに関心を持っていただき、実施を検討していただけるよう、マニュアルの周知や実施への支援、協力を行っていききたい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

民生病院常任委員会 当局説明員（14名）

市民生活部長	梅崎 幸弘	消防長	浦島 章浩
市民生活部次長 地域安全課長・環境政策室長	堺 啓央	消防本部次長	山口 喜代治
共創まちづくり課長	室谷 智	予防課長	布橋 隆男
男女平等・共同参画課長	早苗 伊紀子		
環境サービス課長	山本 明宏		
福祉保健部長	川尻 光浩		
福祉保健部次長 参事	笹島 永吉		
社会福祉課長	山本 真弘		
子ども・子育て課長 保育・幼稚園室長	村上 彰		
保険年金課長	徳市 直之		
健康増進課長	山本 美由紀		